

寝屋川市

(表面)

太枠内の内容を記入してください。

※変更申請は、自己負担上限に関する事項又は疾病名の変更に限る。

[illegible]

※1 新規・更新・変更・転入のいずれかに○をする。

※2 申請者は、原則として、小児慢性特定疾病児童等の医療保険の被保険者（本人）である保護者となる。なお、受診者本人の場合は本人と記載する。

※3 月ごとの小児慢性特定疾病の医療費総額が5万円を超える月が申請を行う月以前の12か月以内に6回以上ある。

※4 受診者と生計を一にする者とする。

※5 「申請する」を選択した場合、市区町村がマイナンバーを用いた情報連携により、災害対策基本法による避難行動要支援者名簿等の作成事務において登録者情報を確認することがある。

※6 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日は、指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日(ただし遡り期間は原則申請日から1ヶ月前(やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3か月前)の同じ日まで遡って申請することが可能。

そのため、申請日に関わらず、医療意見書に記載された診断年月日等、小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記載。

※7 更新の場合は、原則記入不要。

受付者		新規 ・ 継続 ・ 他	No.		審査		(受付印)
承認	一般 ・ 重症 ・ 人工 ・ 高額 ・ 世帯 ・ 血友		階層区分	Ⅰ ・ Ⅱ ・ Ⅲ ・ Ⅳ ・ Ⅴ ・ Ⅵ			
条件付き承認							
不承認理由							

【裏面あり】

(裏面)

世帯調書

支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）

	世帯員氏名・個人番号													続柄	生年月日			小児慢性特定疾病又は指定難病医療費助成に該当する場合に☑（申請中も含む）及び受給者番号
受診者	氏名													本人	年 月 日			
	個人番号																	
医療費支給認定基準世帯員	氏名(ふりがな)														年 月 日			☐ 小児慢性特定疾病受給者番号（ ） ☐ 指定難病受給者番号（ ）
	個人番号																	
	氏名(ふりがな)														年 月 日			☐ 小児慢性特定疾病受給者番号（ ） ☐ 指定難病受給者番号（ ）
	個人番号																	
	氏名(ふりがな)														年 月 日			☐ 小児慢性特定疾病受給者番号（ ） ☐ 指定難病受給者番号（ ）
	個人番号																	
	氏名(ふりがな)														年 月 日			☐ 小児慢性特定疾病受給者番号（ ） ☐ 指定難病受給者番号（ ）
	個人番号																	
	氏名(ふりがな)														年 月 日			☐ 小児慢性特定疾病受給者番号（ ） ☐ 指定難病受給者番号（ ）
	個人番号																	
	氏名(ふりがな)														年 月 日			☐ 小児慢性特定疾病受給者番号（ ） ☐ 指定難病受給者番号（ ）
	個人番号																	
氏名(ふりがな)														年 月 日			☐ 小児慢性特定疾病受給者番号（ ） ☐ 指定難病受給者番号（ ）	
個人番号																		

※以下、該当者のみ記入してください

申立書兼同意書

小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請にあたり、下記のとおり相違ないことを申し立てます。
また、必要に応じ、官公署等に対し、受給者及び支給認定基準世帯員等の資産又は収入の状況についての必要な文書の閲覧、資料の提供等を求めることに同意します。

年 月 日

寝屋川市長 宛て

申請者住所：寝屋川市

申請者氏名：

受給者氏名：

【課税証明を提出しない場合】

自己負担Ⅵ階層（上位所得）了承欄	☐	世帯の課税証明を提出しないため、自己負担額上限額の階層区分が「上位所得」となることを了解します。
------------------	--------------------------	--

【市民税非課税世帯で収入が82万6千5百円以下の場合】

収入に係る申立	市民税非課税世帯で該当する方のみ☑を記入してください。	
	☐	年金等、手当※による収入はありません。
	☐	年金等、手当※による収入が以下のとおりあります。（年金等、手当※の受給金額が分かる書類の提出が必要です。） 年額 円
	☐	年金証書等年収を証明する書類を（一部）提出しないため、自己負担上限額の階層区分が階層区分Ⅲ（低所得Ⅱ）になることを了承します。

※年金等とは・・・障害年金、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、障害手当金、障害一時金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、寡婦年金、特別障害給付金、障害補償、障害補償給付、障害給付 等
手当とは ……特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当